

第75回産業統計部会・第77回サービス統計・企業統計部会（合同部会）  
議事録

1 日 時 平成30年4月3日（火）10：00～12：00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委員】

西郷 浩（部会長）、川崎 茂（部会長）、河井 啓希、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【審議協力者】

菅 幹雄（法政大学経済学部教授）

内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、  
日本銀行、東京都、大阪府

【基幹統計指定機関】

総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官

【統計作成機関】

総務省統計局統計作成支援課：岩佐課長ほか

総務省統計局統計調査部経済統計課：小松課長ほか

経済産業省大臣官房調査統計グループ構造統計室：中村室長ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：内山国際統計企画官ほか

4 議 題 中間年における経済構造統計の整備〔その1：基幹統計の再編〕

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻となりましたので、第75回産業統計部会と第77回サービス統計・企業統計部会の合同部会を開催させていただきます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日から御審議いただくのは、2018年3月28日に開催されました第120回の統計委員会において諮問された「中間年における経済構造統計の整備」についてです。この審議の過程では、関連する統計及び統計調査が多岐にわたりますので、今回、異例ではありますがけれども、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会として開催させていただいております。

進行、取りまとめにつきましては、私、西郷が務めますので、どうぞよろしく願います。

たします。

関係者が非常に多く、会議室が窮屈になっておりますけれども、どうぞ御容赦ください。

部会の構成につきましては、参考1にまとめてありますけれども、それぞれの部会の経常的なメンバーでいらっしゃる川崎部会長、河井委員、野呂委員、宮川委員に加えて、SUTタスクフォースの座長を務めておられます中村委員にも参加していただいております。このほか、審議協力者として法政大学の菅幹雄先生にも御参加いただいております。

審議協力者の菅先生から、一言御挨拶をお願いいたします。

○菅審議協力者 菅です。よろしくをお願いいたします。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

このほか、第3回以降になります。基幹統計調査、特に経済構造実態調査に関する計画について、具体的に審議するに当たっては、日本百貨店協会の西田常務理事、東京商工会議所中小企業部の山本課長にも御参加いただく予定です。本日は、事務手続の途中ということですので、参考1にはまだお名前を記載しておりませんが、口頭で御紹介をさせていただきます。

それでは、本日の配布資料につきまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、御説明いたします。

本日の配布資料は、議事次第にありますとおり、資料1として統計委員会諮問時の資料をお付けしております。また、資料2として、本日審議を予定している基幹統計の再編に関する考え方や今後審議いただくに当たっての論点を提示した資料をお付けしております。また、参考資料といたしまして、参考1は委員等の名簿、参考2が部会の開催日程となっております。また、資料番号は付しておりませんが、座席図と出席者名簿を1枚お付けしております。

資料の不足等ありましたら、事務局までお申し出ください。事務局からの説明は以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいことがあります。

まず1点目は、本日の審議の進め方についてですけれども、本日の審議は、「中間年における経済構造統計の整備」の一環として、まず基幹統計の枠組みについて議論させていただきます。

したがって、基幹統計の指定者である総務省から説明をしていただいて、それについて質疑を行いながら、統計の作成者である各省からも適宜コメントを頂くということが中心になります。いつもの諮問審議であれば統計調査の計画について、調査実施者の説明を聞きながら審議を進めるという場合がほとんどですので、基幹統計の概念整理のための部会ということに、若干の戸惑いを覚える向きもあるかもしれません。

ただ、今回諮問された内容というのが「中間年経済構造統計の整備」の審議ですので、複数の統計や統計調査が関係してまいります。ですので、まず、審議の全体像のイメージを皆様を持っていただいて、今後の審議につなげた方が円滑だろうということから、このような形をとらせていただいております。

そこで、本日の審議では、今後、基幹統計調査の計画について議論していただくことに先立ちまして、どのような方向性を持って統計整備が予定されているかという枠組みや、統計と統計調査との関係について共通認識を持っていただくとともに、今後行う統計調査の審議に当たって、現時点で疑問に思っておられることを適宜御発言いただければと考えております。それが1点目です。

2点目はスケジュールです。参考2にスケジュールが示してあります。今回は、諮問の内容がかなり広い範囲にわたることから、まず、基幹統計の概念的な整理について「その1」として諮問され、今年20日に開催が予定されております第121回統計委員会において、「その2」として基幹統計調査の計画について諮問される予定になっています。

したがって、基幹統計に関する全体的な枠組みについては、基本的に本日の部会で審議を終えることとして、次回以降の部会においては、4月20日に諮問が予定されております基幹統計調査の計画について、順次審議していきたいと考えております。

今回、関連する統計調査が多いことから、部会が7回となっております。書面審議に係る手続も活用して、実際に集まっていた部会の回数を減らすなど、効率的に審議を進めるよう工夫はいたしますけれども、審議内容自体にかなりのボリュームがありますので、相応の回数の部会が必要であるということはお含みおきいただければと思います。それが2点目です。

3点目に、本日の部会は12時終了を予定としておりますけれども、議論する内容が豊富であるということから、予定時間を過ぎる場合も可能性としてはあります。既に御予定のある場合には御退席していただいて結構です。

なお、宮川委員は、次の御予定があるので、11時頃に御退席と伺っております。

以上、3点です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、今から審議に入りますけれども、まず今回の諮問内容について、総務省から改めて御説明をお願いいたします。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、資料1に沿って御説明をいたします。よろしくお願いいたします。

まず、スライド1から2にかけてですが、今回の諮問の背景をまとめております。

現在、基幹統計としているもの、多々ありますけれども、工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計は、その重要性から旧統計法下においても指定統計として位置付けられていたものです。その後、一番上の枠組みにありますとおり、経済センサスを創設する際の枠組みの検討の中で、経済センサス - 活動調査、これによって5年に一度、経済構造統計として詳細な統計を作るということになり、これら3統計については、その中間年における産業別統計として位置付けられることになったという経緯があります。

一方で、統計改革の流れの中で、国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上、それから、経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進といった必要から、経済センサス - 活動調査の中間年、このタイミングにおいても産業横断的な統計のニーズというものが顕在化してまいりました。ポイントは、この「産業横断的」というところです。

そのため、これまでのように、3つ目の箱になりますけれども、産業別の統計を作成す

るだけではニーズへの的確な対応には限界があると考えられるようになりました。

このような状況を踏まえまして、一番下の箱ですが、中間年における縦割りの統計であった3統計、これを経済構造統計に統合し、中間年における経済構造統計を拡充しよう。そうすることで、主要産業に関して一体的な統計を毎年提供する。そして、国民経済計算の精度向上はもとより、広く利活用の向上を図ろうという方向が示されました。

この考え方は、基本計画の改定について審議していただいた統計委員会答申に盛り込まれまして、次のスライド2になりますけれども、この答申を尊重して閣議決定された第Ⅲ期の公的統計基本計画の中でも政府方針として引き継がれたところです。赤い網かけをしている大きな枠、スライド2のところで記載しているものが基本計画本文の関連部分の抜粋ということになります。

これを踏まえて今回の諮問ということに至ったわけですが、今回は、先ほど部会長からお話があったとおり、複数の基幹統計と基幹統計調査が一括して審議の対象になります。そこで、スライド3にありますとおり、1か月の相違ではありますが、2段階で諮問させていただき、今回は、「その1」として基幹統計の再編について諮問させていただくことにしました。

具体的には、スライド7を御覧いただければと思います。スライド7のイメージ図にも記載しておりますとおり、現在、産業ごとに指定している工業、商業、特定サービス、この3統計を経済構造統計に統合し、その上で中間年の経済構造統計の充実を図るというもので、これに伴いまして既存の3統計につきましては個別に指定を維持しなくてもよくなりますので、手続上、解除するというものです。

本日の審議では、このイメージ図で示した在りようについて御確認いただくとともに、今後の統計調査の審議に向けての御示唆を頂戴できればと考えている次第です。

スライド3に戻っていただければと思います。このように基幹統計を再編して、中間年における産業横断的な統計の作成・提供を実現する、そのために基幹統計調査の再編も必要になります。これが、今月20日の委員会で予定されている、「その2」の諮問ということになります。

今想定している主な内容を矢印で3つ記載しておりますけれども、後ほど別のスライドも準備しておりますので、最後に御説明したいと思います。

次にスライド4と5になりますけれども、今回、基幹統計の議論を先にして、基幹統計調査の議論を後にするという順番にさせていただいているのですけれども、これには理由があります。スライド4、参考1ですが、これは、統計と調査の手続の流れにつきまして簡単な図で示したものですので、この機会に少しだけお話をさせていただければと思います。

まず、手続の出発点といたしましては、政府として、このような統計は重要ですよという認識があります。この認識を受けて基幹統計として指定をいたします。指定の際には、整備すべき基幹統計の大枠を定めるということで4つの事項、つまり、名称、目的、作成者、それから作成方法、これらを指定して公示をいたします。

次のスライド5には、今回の審議に関連する基幹統計についての現在の指定内容を掲げ

させていただいていますが、このように4事項を定めているところです。ただ、指定の段階では集計内容の詳細といったものについては特定できておりません。そこで、目的のところにおいて、この基幹統計がどのような内容を明らかにするものかという枠付けを包括的に示しております。こうして、まず、基幹統計の指定によって作成する統計の大枠を定めるということになります。

スライド4に戻っていただいて、次に、指定された内容の基幹統計をどのような手段で作成するのかということ、大きく2つに分かれます。基幹統計調査によるか否かということです。左側に矢印が伸びているのが統計調査によらないもの、いわゆる業務統計、加工統計がありますが、今回のケースでは統計調査の方法により作成すると公示をしておりますので、基幹統計調査の実施が前提となります。

つまり、総務大臣が統計の重要性を鑑みて、基幹統計4事項について指定をする。それがスライド4の緑の部分になります。そして、公示によって統計の作成者として指定された方、つまり、各省大臣が公示された目的を実現するために基幹統計調査を立案し、総務大臣に申請される。総務大臣は、申請された内容が指定された目的を達する内容になっているか、また、目的を達する合理的な調査計画かといったことについて審査し、承認をする。青の網かけの部分です。こういう流れになっています。

このような流れを踏まえまして、今回、基幹統計調査の審議をする前に、大枠である基幹統計についての概念整理としてお時間を頂戴した次第です。

なお、このように説明をいたしますと、「基幹統計が先で、基幹統計調査が後という理屈は分かったけれども、別に2段階の諮問にしなくてよかったのではないか」という当然の御疑問があるかと思えます。これにつきましては、今後のスケジュール上、7月に一定の結論を得るという必要がある一方で、統計調査の企画・調整に関して時間を要してしまいました。そのために諮問可能である基幹統計の議論を先に諮問させていただいたという実務上の理由があったということで、何とぞ御容赦いただければと思う次第です。

なお、次のスライド6になりますけれども、参考2ということで、現状における基幹統計と基幹統計調査の対応関係についてまとめております。統計と調査が一对一というものが多いのですが、そのような制約があるわけではなく、1つの基幹統計を複数の調査で組み立てるという場合もあります。

現在、経済構造統計につきましては、基礎調査と活動調査、この2つがぶら下がっておりますけれども、今回の整備によりまして、最終的には経済構造統計を作成する調査が更に増えることになろうかと思えます。このイメージも後ほど触れたいと考えております。

スライド7以降では、今回の基幹統計の再編について更に触れております。スライド7は、先ほども御覧いただきました再編イメージを図式化したものということです。スライド8に移ってまいります。

このような再編の結果として、具体的にどのような集計がなされるかということです。これにつきましては、今後、諮問の「その2」ということで、基幹統計調査の集計事項が更に詳細に示されますので、それを見て御議論いただくこととなりますけれども、大まかなイメージとしてスライド8を準備いたしました。

左側が現行、右側が変更後ということになりますけれども、図に記載しておりますとおり、今回の再編目的のメインである産業横断的な統計を作成する、右側の緑の部分です。これが柱の1つ。それに加えまして、従前作成されている統計の整備・充実を図るというものです。ですので、細かな集計表の入り繰りはあろうかと思いますが、統計全体としての底上げにはつながっていくだろうと考えております。

次のスライド9では、このような基幹統計の再編についての確認事項、つまり、本日の部会で御議論いただくことが想定される事項ということで列挙しております。大きくは3点。①として再編の目的と効果、これを改めて御説明します。それから②として経済構造統計の位置付け、そして③といたしまして作成される統計についての留意点、この3つを挙げております。

②につきましましては、括弧書きにもありますとおり、他の統計やビジネスサーベイとの関係整理も含まれます。また、③につきましましては、実際の集計事項を見ながらでないとい具体的議論ができないといったところもあろうかと思っておりますので、脚注にもありますとおり、今後、第2回以降で詳細に議論を行っていただくことを想定しております。ですので、③につきましましては、本日の部会で何か結論を出すということではなくて、お気づきの課題を追加していただいて、今後の部会につなげていただくということになろうかと考えております。

以上が、「その1」の諮問の説明でしたけれども、最後、スライド10に参考3を準備しております。これは、4月20日諮問予定の諮問「その2」、基幹統計調査に関しまして、現在想定されている再編のイメージについて、若干先取りになりますけれども、記載しております。柱としては3つあろうかと思っております。

図の右側からの御説明になりますが、一番大きなところといたしましては、現行の商業統計調査、それから特定サービス産業実態調査などを統合した上で、製造業、それからサービス業分野全般を対象にする経済構造実態調査の新設です。その反射的な手続として商業、特定サービスについては廃止ということになります。

それから、2つ目、工業統計調査です。調査の内容自体は基本的に維持されるのですが、この調査も経済構造統計を作成するための調査として位置付けが変更されます。それとともに、現行は経済産業省の調査ですが、総務省との共管調査ということが予定されています。そして、経済構造実態調査と一体的実施、これも予定されているところですが、これが2つ目。

最後、3つ目です。母集団情報の整備を主な内容とする経済センサス - 基礎調査につきましましては、全国を順次調査する方法に変更されるという予定です。全国を順次調査すると申しますのは、以前からローリング法ということで説明されてきた方法です。全国を同じ地点で一斉に調べるのではなくて、順番に情報を蓄積していくという手法になります。

以上が大きな3つの柱と考えております。

今回想定されている一連の調査計画の変更を受けて、基幹統計である経済構造統計につきましましては、今申し上げた3つの調査に加えまして、経済センサス - 活動調査、スライド10の一番左側ですが、この4調査で作成される統計という形になっていくことが想

定されております。

以上、若干長くなって申し訳ありません。諮問について説明をいたしました。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。資料1のスライド9、審議に当たって想定される確認事項ということで、今日は主にその中の①と②について御審議いただいて、③に関しては、次回以降より詳しく御審議いただくという御説明でした。

この後、資料2に基づきまして、より細かく総務省から御説明いただいて個別に議論いたしますけれども、この時点で何か全体像について特段の御意見があればお伺いしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

では、宮川委員、よろしく申し上げます。

○宮川委員 遅れてきて申し訳ございません。最初に御説明があったのかもしれないのですが、1つだけ質問させていただきます。スライド4のところですが、総務大臣が基幹統計を指定して、統計調査以外の方法で作成しているという例があるということですね。それはどういう例か、少し教えていただけますか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今、基幹統計と指定されているものは56統計あるのですけれども、統計調査によらない、いわゆる加工統計として指定されているものが幾つかあります。皆様も御存じの国民経済計算、これは法定の基幹統計ということで、総務大臣の指定行為はありませんが、例えば産業連関表、人口推計、鉱工業指数といった加工統計については、総務大臣が指定をした基幹統計になります。

○宮川委員 業務統計もあるのですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 業務統計は、今のところありません。

○宮川委員 分かりました。そうすると、基幹統計に指定した場合、大きくは加工統計か基幹統計調査によるものかということですね、現状は。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今のところは、そうです。

○宮川委員 はい。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他に何かありますか。なければ、資料1に基づく説明は、ここまでといたしまして、次に個別の論点に入っていきたいと思えます。

資料2によりまして、今回の再編に関する考え方と、議論していただくに当たっての論点の提示を総務省からお願いいたします。

まずは1の今回の再編の経緯や効果などについて、説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官付、澤村です。冒頭の西郷部会長からのお話にありましたように、通常ですと統計委員会の御意見を伺う際には何らかの統計調査の申請があって、その申請について適とするか否とするかの判断を行う上で必要な御意見を頂くことが通常となっていますが、先ほどお話がありましたように、基幹統計の指定変更・解除に関しましては総務省の判断ということになります。関係府省には協議という形で、指定・解除・変更に当たっての御意見を伺うこととなっておりますが、基本は、総務省による判断につきまして統計委員会の御意見を聞くというもの

です。

まずは、私から今回の判断に至った考え方、御意見を伺いたい事項等について御説明させていただきます。

なお、この資料につきましては、本日、それから今後の議論のポイント、整理の方向性のたたき台としてお示しするものですので、少し確定的に記載している部分もありますが、その点も含んで御検討いただければと思います。

では、資料2です。まずはスライド1から7までで、今回の統合・再編に至る経緯及びその効果等について御説明させていただきます。先ほどの資料1の説明と若干重複する部分もありますが、御容赦ください。

まずスライド1のとおり、今回の指定見直しの対象となりますのは、明治6年に開始されました工場調査に始まる工業統計、昭和6年に開始されました東京市商業調査に始まる商業統計という戦前から作成・提供されている2統計に加えまして、昭和48年に開始され、以来40年以上にわたって作成・提供されております特定サービス産業実態統計のあわせて3統計ということになります。

3統計は、いずれも旧統計法の下での指定統計、平成21年の新統計法全面施行後は基幹統計として一貫して産業別の重要な統計と位置付けられているところです。

また、平成18年3月、統計法全面改正の直前に、関係府省が合意いたしました経済センサスの枠組みというものがあります。この枠組みにおきましては、5年に一度、西暦末尾0年、5年のいわゆる基準年におきましては、経済センサス-活動調査との重複是正、報告者負担軽減の観点から、個別統計の作成・提供は中止するものの、基準年と基準年の間の中間年、4年間におきましては製造業、卸・小売業、サービス業などの主要産業別に、その実態をそれぞれ明らかにするという役割分担が定められたところです。その後、平成19年の統計法全面改正となっています。

次ページ、スライド2にありますように、そのような整理がされていたところではありますが、今般の統計改革の議論が進められる過程におきまして、国民経済計算における中間年年次推計の精度向上という要請に加えまして、基準年推計と中間年年次推計の整合性向上という観点、これはSUTタスクフォース等で検討されておりますシームレスな接合というようなところです。

そのような観点や、第Ⅱ期基本計画におきまして重点課題でありました経済構造統計を軸とする経済統計の体系的整備という観点からも、基準年と同様に中間年におきましても産業横断的な統計整備・作成・提供というニーズが高まってまいりました。

このようなニーズに対応する上では、平成18年の枠組みを堅持するままでは限界があります。第Ⅲ期基本計画の基盤となった統計委員会の答申におきましても、中間年における経済構造統計の発展的な再編・整備が求められていることは御承知のとおりです。

少々長くなりましたが、以上のような経緯を踏まえますと、スライド3の2点目にありますように、今回の再編・整備、具体的には今回諮問させていただきました3基幹統計の指定解除につきましては、今後も継続的に取組が進められるべき経済統計の体系的整備、具体的には平成34年以降の工業統計調査の取扱いとか、月次部分のサービス統計の再編等

も含めまして、各種の経済統計をいかに充実・発展させていただくかというスタートラインとも位置付けられるものではないか。それ以外に、単に今回の再編の意義はあるかというのが、1点目の御確認、御議論のたたき台と考えているところです。

なお、次ページ、スライド4には第Ⅲ期基本計画の該当箇所を参考までに掲げているところです。

次に、スライド5を御覧ください。先ほどの資料1の説明にもありましたとおり、経済センサス-活動調査の中間年におきましては、4つの基幹統計の下に4つの基幹統計調査がそれぞれ実施され、主要産業別に4つの統計がそれぞれ作成・提供されるという現状となっています。

これを4月に予定している「その2」の諮問で具体的にお示しすることになります。基幹統計調査の再編を行いつつ、経済構造統計という1つの基幹統計の下で再編しようというものです。

次ページスライド6のとおり、2つ目の御確認、御議論のポイントといたしましては、今回の取組、効果という点があるかと考えています。この効果につきましては3つに分けて整理しております。

まず、今回の再編によりサービス分野のカバレッジが拡大し、GDP推計上の主要な産業がほぼ網羅されるという産業横断的な統計を毎年、作成・提供されることとなり、さらには付加価値構造等の把握も可能となるなど、改善が図られるのではないかとという点です。

次に、従前の経済構造統計は5年に2回、基準年と中間年に経済センサス-活動調査や経済センサス-基礎調査の結果という形で提供されておりましたが、これが毎年提供できることにより、国民経済計算の年次推計の向上にもつながるのではないかとという点です。

最後は、先ほども申し上げましたように、今回の再編が統計調査の役割分担や更なる再編を促す契機となるほか、報告者負担の軽減ですとか、共通的な調査事項の設定などにつながるのではないかとという点です。

下のスライド7では、大きな3つ目の御確認、御議論のポイントといたしまして、再編後の経済構造統計の指定内容につきまして、どのように整理されるべきかという課題提起をさせていただいております。名称、作成者、作成方法については、変更の余地は少ないかと思えますし、3基幹統計の指定解除も今回の発展的再編に伴うものと考えられます。

残る作成目的に関しましても、基本的には変更の余地は乏しいものと考えておりますが、その点も含めて御確認、御議論いただければと考えているところです。

私からの説明は以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。本日一番大きい審議案件であろうと思っておりますけれども、基幹統計の指定の解除等に関しましては、今、御説明いただいたとおりですので、私から特に補足説明等はありませんけれども、ただ今の御説明に関しまして御意見等ありますか。

大きい部分としては、今まで工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計と個別でやっていたものを経済構造統計の中に、いわば発展的に統合するということですが。

○宮川委員 よろしいですか。

○西郷部会長 お願いいたします。

○宮川委員 趣旨は理解していますし、今回、経済構造統計調査につなげていく上で非常に御苦労されたというのはよく分かるのですが、1点、整合性の問題だけ話をさせていただきたいと思うのですが、今回、基幹統計の指定を解除するのは工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計ということになるかと思えます。これは、先ほど事務局から御説明があったように、国民経済計算をより改善して整備するために、こうした統計を一体的に考える必要があって、充実をさせるために経済構造統計の中に加えていく方が良いのではないかという御趣旨であったのかなと思っておりますが、そうすると、これは次の説明になるのかもしれませんが、スライド10でSUTを作成するためのいわゆるビジネスサーベイというのは、この3つの統計に限らないで、農林水産業系、それから鉱業系、建設業系、金融・保険業系の統計も実は同じように使うということになるかと思えます。

これらの統計についても、それぞれの基幹統計に多分ぶら下がっているのではないかと思います。国民経済計算を作成するために、この3つの基幹統計を外すということであれば、他の統計も外すのかということになるかと思えます。

逆に、実はビジネスサーベイというのは、こうした統計の中から国民経済計算に必要な部分を横断的にとったものをビジネスサーベイと呼んでいるということは、それぞれの統計については、別途それぞれの業界の構造を理解するために、また別の目的があるはずで、そういうものは、逆に言うと基幹統計の中で、その目的が指定されて、それに沿って考えられるというふうに考えるわけですが、この3つだけを基幹統計から外して経済構造統計にするというのは、今説明をさせていただいたように、国民経済計算の改善に資するとかという観点だけだと、他の統計との関係から言うと少し整合性がないのではないかと。

それから、本当に経済構造統計だけに統一して、これまで3つの統計が持っている業界上の特性とか、そういうものについては本当に外してしまってもよいのかどうかということをお聞きください。

○西郷部会長 どうでしょうか、次の議論に入るのかもしれないのですが、では、今お答えいただけるところで。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ビジネスサーベイとの関係については後ほど詳しく御説明させていただきますが、今の御質問の中にありましたように、それぞれの基幹統計について、国民経済計算に資するという部分もあれば、例えば商業統計につきましては地方消費税の配分等々、様々な使われ方をしています。そういう意味でも、全てが国民経済計算のためというものではないということになるかと思えます。

また、この統計というのは非常に難しく、実は第Ⅱ期基本計画におきまして、この経済統計の再編というところを関係府省により議論していた過程におきましては、当初、それぞれの統計自体は変更せずに、調査事項であるとか概念、定義をなるべく均質化して、事業所母集団データベースの機能等を活用しながら、最終的にそのデータを経済構造統計の充実に結び付けていこうという議論を進めてまいりました。

そのような方向性で一定の議論が終わった後に、今般の統計改革の議論では更に踏み込んで、産業横断的な実態把握、産業別では十分に把握できないところをもっと横断的に把

握していこうというような観点の議論が進んでまいりました。そういう中で、今般、経済構造統計という一つの傘の下に、分野別ではなくて産業横断的に統計を作成していこう。ただ一方で、当然、御指摘のように従来の役割もありますので、当面は従来の役割も維持しつつ、産業横断的な把握可能性を高めていこうというような整理になろうかと考えているところです。

**○最上総務省統計局統計調査部経済統計課長補佐** 先ほど宮川委員から御指摘がありました業界の特性を把握する目的といった観点、こちらに関しましては、そもそも経済構造統計に当該目的が含まれているという理解です。

と言いますのも、経済センサス - 活動調査を実施する基準年におきましては、工業統計、商業統計及び特定サービス産業実態統計は作らないということになっております。すなわち、現行の経済構造統計には、概念上、全てこれらの目的が包含されているという関係があるという理解です。この経済構造統計を基準年だけではなく、中間年においても整備するといったことであれば、まさしく業界の特性を把握するといった目的が基準年においても達成できているという前提に立てば、特段統計の目的等を変更せずとも、概念上中間年においても達成できるというように理解しているところです。

**○宮川委員** ビジネスサーベイという非常に広い範囲に考えたときの他の業界の統計との整合性、つまり、ここが違うから他の統計については、経済構造統計になかなか包含できないと、そういう指摘についてはいかがでしょうか。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** それでは、お答えさせていただきます。

その辺りについては、先ほど申し上げたように、まず整理できた部分を今回、廃止・統合という形で諮問させていただいております。決して、これで今回の経済統計の改革といいますか、改善が終わるものではなくて、後ほど御説明させていただくビジネスサーベイの具体的内容が今後、明らかになってくれば、それに合わせて関連する他の部分、経済構造統計の今回の再編の対象外になっている部分も含めて検討が進められる。今回は、そのスタートラインだと御理解いただければと思っております。

**○宮川委員** 結構です。

**○西郷部会長** よろしいですか。恐らく御質問の内容は、今回、工業統計と商業統計と特定サービス産業実態統計が入ったわけですけど、では、他の統計も経済構造統計の中に入れるべきではないか。そういう議論があったときにどこまでを経済構造統計の中に入れて、どこから先は個別の統計のまま維持する、そういう議論の基準というか、判断の基準というのがあってしかるべきではなからうかというのが、多分、宮川委員の御意見だったと思うのですけれども。

**○宮川委員** おっしゃるとおりですね。でも、実態的にはできるところからというのも、よく分かる気がします。

**○西郷部会長** よろしいですか、その辺のところ。

**○宮川委員** その辺の区別がお互い共有できていれば良いのかなと思っております。

**○西郷部会長** では、そういうことでよろしいですか。

他に何かありますか。では、野呂委員。

○野呂委員 私だけキャッチアップできていないような感じで恐縮ですが、そもそもの構造が理解できていなくて質問させていただきます。資料1のスライド7、8は統計そのものも調査も、この3統計、あるいは3調査を一本にするという形で記載しているわけですが、その次のスライド10ですと、工業統計調査、あるいは工業統計という統計も経済構造実態調査とは別で残るといふ、このスライド10とスライド7の関係が、まず頭に入っていない1点です。

それから、2つ目は、スライド10で書かれている工業統計調査と経済構造実態調査との一体的な実施という意味合いですが、これは一本の調査にすることとどう違うのかを具体的に教えていただければと思います。

最後が、これも私の理解不足かと思うのですが、少し前に拝見した「付加価値に関する統計の体系的整備」という総務省と経済産業省の合作の資料では、複数事業所と単独事業所で、工業統計調査や経済構造実態調査の縦横の関係が違うというような御説明があったと思うのですが、そのことと今回のスライド7、スライド10の関係も簡単に教えていただければと思います。

○西郷部会長 どうでしょうか。一応、資料2というのは前半と後半に分けていただいているのですが、内容がそれぞれ関連し合うので、分けて議論するのはなかなか難しいかもしれないのですけれども。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 今回の諮問審議では、統計と調査とを分けて議論するという整理になっており、まずは統計について議論しているということかと思えます。統計を目的別に、こういう作成方法で作りますという基幹統計の承認内容の話があり、今は、そのテーマについて皆様方が御審議されているということかと思えます。

一方で、調査、詳細については次回以降の部会において御説明させていただきますが、特に工業統計調査に関しては国民経済計算の関係でまだまだ改善すべき課題がたくさんある中で、現状では新しい経済構造実態調査に一本化するの時期尚早だろうということもありまして、同時一体的な実施ということで、今回、こういう形としているというイメージです。

平成34年以降に関しましては、包摂するといった新しい課題も頂いており、最終的な形をどのようにするかということは、これからまた検討させていただきますが、平成31年、32年の暫定的な形として、工業統計調査については同時一体的な実施という形にしております。平成34年以降の在り方については、また改めて検討するというイメージになっています。

○野呂委員 よろしいですか。

○西郷部会長 どうぞ。

○野呂委員 資料1ばかりで申し訳ありません。そうすると、資料1のスライド7の3統計、工業統計から特定サービス産業実態統計が一本になることと、スライド10の工業統計調査が残ることとはどういう関係になるのですか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 分かりづらくて申し訳あり

ません。統計を統合するというのは、要は、集計された結果が一体性を持って提供されるというイメージになります。一方で、データの集め方としては複数の統計調査を実施するという形になります。

野呂委員からおっしゃられたとおり、統計が一本だったら、その手法である統計調査も一本にするということの方がより分かりやすいだろう。それは、おっしゃるとおりだと思いますが、先ほど説明があったとおり、過渡期といいたいでしょうか、今回はまずスタートラインで、これからできるところから順次やっていくという位置付けにあると考えていただければ良いかと思えます。

○西郷部会長 よろしいですか。

○野呂委員 はい。

○西郷部会長 では、菅審議協力者が先に手を挙げておられたので。

○菅審議協力者 手続論で確認させていただきたいのですが、基幹統計の指定を解除するということと廃止というのは同じですか。つまり、考え方によっては基幹統計から一般統計に格下げということも手続上はあり得るのですが、この場合は廃止と同時というのは、例えば指定を解除するまでは記載してありますが、廃止するかどうかも記載されていません。それは手続上どういう感じになっているのでしょうか。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官 今御指摘のとおり、法律上は指定・変更・解除という手続しかなくて、解除のほかに廃止という手続はありません。解除した結果として、その統計そのものが作成されなくなるのか、一般統計調査の結果として継続するのかについては、ケースバイケースですが、今回の工業統計については、「工業統計」という単独の基幹統計の箱はなくなりますが、中身自体は、「経済構造統計」の箱に移し替えられるという形になります。

○菅審議協力者 分かりました。

○西郷部会長 河井委員、どうぞ。

○河井委員 頂いた資料2のスライド6で、先ほどのビジネスサーベイとも関係するのかもしれないのですが、最初の矢印のところの①の「サービス分野のカバレッジ拡大」と書かれてあるのですが、それは特定サービス産業実態統計で調査されていないもので、サービス産業動向調査で調査されているものを補足していくというイメージでよろしいのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 この部分につきましては、サービス産業部分は、特定サービス産業実態統計については経済産業省が所管される分野を中心に限定的な分野で行われていました。一方で、一般統計調査でサービス産業動向調査という統計局の調査があります。この動向調査のうち拡大部分といえますか、年次部分につきましては非常に幅広く実施されております。福祉であるとか医療であるとかといった部分も含めて実施されています。その部分との統合も加えておりますので、次回以降詳しく御説明することになりますが、その捉えている産業の分野というののもかなり幅広くなるかと思えます。

○河井委員 その辺りの概念を調整して広げていく。そこで、先ほどのできるところから

というのはどういうものをお考えになっているのかということについて、もし素案があれば。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 正にできるところからで、サービス産業につきましては、年次部分についてはほぼこれで広げられるかなと思っております。

ただ一方で、四半期別GDP速報に使用します月次部分については、一般統計調査として経済産業省の特定サービス産業動態統計調査、それから先ほどの統計局のサービス産業動向調査というところがあります。正に今後ですけど、将来的にSUTの体系が基準年、年次、四半期別GDP速報までおりてきたときには、当然、その辺りも視野に入れながら、年次、四半期別GDP速報の整合性みたいなどころも考えていくのかなというところですよ。

○河井委員 分かりました。

○西郷部会長 他に何か。中村委員、お願いします。

○中村委員 感觸的なことで恐縮ですけども、資料2のスライド10の関係を見ると、これはもう基本計画でなっているんですけど、ビジネスサーベイを構成するものとして経済構造統計があり、その他統計があると、こういう関係になっているわけですけど、語感から言うと、ビジネスサーベイは、オーストラリアとかEU諸国とかで具体的な統計調査にこういう名前が付いているので、経済構造統計とは何か逆のような感じというところがあります。

これまでの議論で言われていますように、これは出発点であって、これが最終的な形ではないということですから、当面は、こういう言い方をすることで、それはよろしいと思いますが、ただ一つ、これとスライド5、経済構造統計、5年に一度作るものが経済センサス-活動調査によるものであって、中間年については、この3つの統計であるということであるわけですけど、5年に一度と中間年については範囲が違っていると思うのですけれども、5年に一度の方が範囲が広いということだと思いますが、その点はどうなっているのでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 5年に一度は、確かに御指摘のとおり全産業、全事業所、企業を網羅して調査いたします。

中間年におきましては、確かにそれに比して若干漏れがあるといえますか、足りない部分もあるのではないかと御指摘ですが、その点につきまして、今回の中ではスライド5にあります経済センサス-基礎調査という部分、これにつきましてはまた詳しく次回以降御説明することになるかと思いますが、ローリングによって全事業所の存廃状況を確認すると。これは、隣の工業統計調査や経済構造実態調査の限られた部分ではなくて、全産業、全事業所について確認していくということになります。

その結果を用いまして、中間年においても何らかの形で推計することによって漏れが出る部分についても広げた形での統計表の作成ができると。特にこの部分、後ほどの議論の中にあります地方での利用を考えた場合、事業所単位のデータという意味でも非常に重要な点かと思えます。

経済センサス-基礎調査に関しましては、次回以降、調査手法の見直しというだけでは

なくて、その辺りのどう推計に使っていくのかというような点も御議論になろうかと思えます。

以上です。

○西郷部会長 中村委員、それでよろしいですか。

○中村委員 私としては、スライド10の全ての分野を含んだものを行く行くは経済構造統計というのだろうかという気がいたします。

○川崎部会長 感想と疑問や、少し提言的なことをまとめて申し上げたいと思います。この諮問の話聞いたときの感想ですが、これは、元をたどれば10年余り前の経済センサス創設の構想のときに端を発しているわけで、そのときの考えが今だんだんと形になって、本格的な経済センサス、他の統計調査の整理統合・再編などを含めた形になっていく、その第一歩だということで、この諮問、答申は大変大事なものであり、大きな方向について良いことだと思います。また、10年余りかかって、ここまでこぎ着けたのだなということで、ある種、感慨のようなものを感じながら今日の話聞かせていただいております。

ということで、大きな方向は良いのですが、ただ、これは先ほど委員の皆様からお話がありましたように、大変な分りにくさがあって、私自身も最初に諮問、答申ということで考えていったときに、答申をどう書いたら良いのだろうかと思うぐらい説明が難しいなと思いました。

基本的には、最終的に我々の仕事のアウトプットをどうするかということで、この議論を考えていきたいという気持ちで申し上げるのですが、答申を書いていくときに、基本的にはこれで良いにしても、なぜこれが良いのかとか、どういう意味なのかというのがすごく分りにくいように思うのです。ですから、我々としても、この議論の中で意味や何をしようとしているのかというのを明らかにしながら、それをうまく答申に盛り込めたら良いのではないかなという気がしております。

何を申し上げたいかということ、これまで既に委員の皆様から御質問があった確認は当然必要ですが、私を感じるのとは2つほどあるのです。1つは、今回の諮問は、あくまでも指定の解除の部分なのです。解除することが統計の発展に役立つというのは、すごく分りにくいところがあって、よくよく考えてみると、何でこれ、解除したままで良いのかなと考えてみると、もともとの経済構造統計の概念が幅広く分野横断的に網羅して作る統計であるということが前提になっているから、かなり広く作ってあったということで、解除しても自動的に含まれるぐらいのものになっているという暗黙の了解が、多分、もともとあったと思うのです。

ですから、そういう意味で、解除しても、きちんと発展的な統合の第一歩だということが言えるのだろうかと思うので、そのようなことをもう少し分かりやすく説明することが必要ではないかなと思います。今回の諮問文自体が非常にシンプルに書いてあって、そこら辺が、何故これで良いのかというのが少し読み取りにくいところがあるので、その辺りは、この部会の中での議論で、もう少し補っていく必要があるのではないかなと感じております。

それからもう一点、この解除のタイミング、遡って解除ということは多分ないのですよ

ね。つまり、工業統計、商業統計といったようなものが既に基幹統計として存在しているわけですが、解除というのは、これから作るものを解除しようといっているのもあって、過去にやったものも解除して経済構造統計と新たに呼び直そうという意味ではないのだろうと思っているのですが、要するにこの話はwhenがないのですね。解除というのが、いつから、どうするのかというのが見えないので、そこは少し明らかにして、「今後の統計については」という表現にするとか、何かはつきりさせた方が良いのではないかとこのように一点です。

それから、1点目に戻るような格好ですが、実は基幹統計の指定の内容というのは資料1のスライド5の表に記載してあるとおり、この表頭にあるように名称、作成目的、作成者、作成方法の4つを指定するということですが、結局、工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計の指定を解除したときに、解除することが発展になると言われると不安になる最大の理由は、作成方法のところが非常に抽象的にしか記載していないわけですね。

ですから、趣旨としては、今後は、この解除によって先々は工業統計調査も経済構造統計の作成に使うというようなことがあるわけですが、そこが、この表だけから読み切れない事項があるのではないかと思うので、そこら辺をもう少し明確にしていく必要があると思います。そうしなければ、この統計委員会での諮問、答申が一般国民から見て、何だかよく分からないけど、これで良いみたいですねということになってしまい、非常に困るのかなと思うので、その辺りについて、私もまだうまく整理し切れてないのですが、分かりやすく提示できるようなまとめをしていく必要があるのではないかと感じております。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。とても大事な点だったと思うので、今、何をお諮りしているのかということまで含めて、少し私の方でも、私の頭の中の整理をさせていただきたいと思います。今ここで審議していただいていることというのは、資料1のスライド5のところ、今、川崎部会長が御指摘になったところですけども、現行では、経済構造統計、工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計の指定内容は一覧表のようになっているわけですけども、今お諮りしているのは、この赤い枠のところになりますよということなのですね。

この赤い枠のところをなくすのだけれども、経済構造統計の作成目的からすると、なくなる3つを含んでいるようには読める。また、統計調査に基づいて作成することも同じなので、作成方法の部分も書き換えなくて済むだろうと。

だから、赤い枠のところはなくなるというかなり大きな変更ではあるのだけれど、それを発展的な統合というふうに読んで、経済構造統計の作成目的と作成者と作成方法の部分は変えないで、赤い枠のところをとるだけ、指定を解除するだけというので十分なのではないのかというのが事務局案となっているわけですね。

それに対して川崎部会長の御指摘というのは、赤い枠のところはなくなるだけだと発展的統合というのがなかなか見えないのではないかと。国民に対するメッセージの発し方として、赤い枠のところはなくなるというだけだと、発展的統合というところが見えないのではないかと。何か工夫のしようがあるのではないかと、あるいはここで議論したという証拠を

残しておくことが必要なのではないかということが1つ。あと、タイミングの問題というのは、私、少し考えたことがなかったので、法律的にどういうふうに整理されるのかというのは、もし御説明があれば伺いたいと思いますけれども。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** それでは、解除のタイミングということに関して、今お答えできる範囲でお答えします。

大きく申し上げますと2点あります。まずは、過去に遡ってかどうかということですが、あくまで解除の効果は将来に向けて発します。ですので、過去作成されたものが基幹統計でなくなるとか、そういう乱暴なことは一切ありません。

それから、具体的な解除の時期ですけれども、基本的には最終的に総務省告示になりますので、告示をしたタイミング以降ということになります。特に日付を決める場合には附則を付けるのですが、一般的な取扱いは告示の日以降ということになります。

以上2点、お答えいたします。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

いかがでしょうか。宮川委員、11時ごろ御退席と伺っているのですが、何か最後に。

**○宮川委員** 川崎部会長にも整理していただいて、非常によく分かりました。どうもありがとうございます。

**○西郷部会長** いかがでしょうか、今、川崎部会長が御指摘になったところ。もし作成目的とかを変えるとということになると、また新たに法律の改正のようなものが必要になるので、それなりに手続上は覚悟を持って臨まなくてはいけないということになりますけど、いかがですか。

川崎部会長は、具体的に法律の中身というか、作成目的などのところも書き換えた方が良いという御意見になるわけですか。

**○川崎部会長** いえ、そうではありません。むしろ今、西郷部会長が私の分かりにくいコメントをうまく整理していただいたので、そのとおりで結構です。基本的には、ここをいじるというよりも、答申の中で文章でうまく説明するか、一見すると解除という何か減るだけの話に見えるけど、実はものすごいビルドの効果があるのですというのか、統計を整備していく効果があるのですというのをうまくプレゼンしていくことが大事だということをおし上げたかったのです。

**○西郷部会長** どうぞ。

**○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付国際統計企画官** まず私から。今、川崎部会長から頂いた御意見を踏まえまして、最終的にどのような形でメッセージを発するか、どういう形があり得るかということに関しては、今後、まだ時間がありますので、少し引き取らせていただいて、メッセージの発し方について少し検討させていただければと考えております。

審査官から何か追加があれば。

**○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官** 本日の議論は基幹統計調査と基幹統計を切り離して議論していますので、そこがまた分かりにくいところかと思いますが、最終的には、7月に基幹統計と基幹統計調査について、一体的な形で答申をいただきたい

と考えております。その際、答申におきましては、御指摘を踏まえつつ、基幹統計の指定解除も後ろ向きにならないように、今後の発展や、これで終わりではないところも含めて整理していくのかなど、考えているところです。

○西郷部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。何か他の観点からの御意見はありますか。

もしないようでしたら、メッセージの発し方を工夫するという条件の下に事務局の御提案どおり、基幹統計の指定の解除に関しましては、現行ある工業統計、商業統計、特定サービス産業実態統計の指定を解除するだけで、経済構造統計の名称、作成目的、作成者、作成方法の文言は変えない。ただし、何度も申し上げておりますけれども、これが発展的な統合だということが分かるような工夫を後ですということによろしいですか。

後でまた、もし疑問があるようでしたら、戻れると思いますので、まずは一旦、部会としては、そのような形で了承したことにして、資料2の後半の部分の御説明をよろしくお願ひします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、資料2に戻りまして、スライド8を御覧ください。ここに整理してありますように、産業横断的な統計を報告者負担の軽減にも留意しつつ効率的に作成するという観点からは、再編後の中間年における経済構造統計というのは、企業報告の主体と考えて、多角化する企業の活動実態を捉えていくということが重要となるのではないかとというのが1つ目の確認、御議論のたたき台かと思ひます。

また、この下、2に記載してありますとおり、第Ⅲ期基本計画にも掲げられておりますように、企業を対象とする基幹統計調査、一般統計調査としましては、経済産業省企業活動基本調査をはじめとする各種統計調査があります。これらの統計調査の役割分担でありますとか、重複是正等を検討するという課題が掲げられておりますので、関係府省における今後の検討に資するための留意点等を御確認、御議論いただければと思ひます。

その際、私どもといたしましては、各統計によって調査対象年が暦年になっているのか、年度で捉えているのかというようなところも一つの重要なポイントかと考えています。

なお、経済産業省企業活動基本調査につきましては、平成29年の本部会審議におきまして、再編後の調査、というのは、今後、諮問が予定されている経済構造実態調査ですけれども、経済構造実態調査が企業単位に把握するとの結論が得られた場合には、企業活動基本調査及び法人企業統計調査等の関係整理が必要ではないかといったような御議論が行われ、答申においても調査横断的な検討及び対応が進展することを期待するという文言が付け加えられているところです。

次に、スライド9を御覧ください。先ほどから御議論の対象となっているビジネスサーベイと再編後の中間年における経済構造統計との関係整理です。ビジネスサーベイにつきましては、第Ⅲ期基本計画におきまして、このスライド9の枠囲みの中にありますように、統合・拡充したサービス産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成されると記載してありまして、先ほどから説明させていただいております中間年における経済構造統計と近似したものとなっております。ここで留意すべきは末尾の「国

民経済計算の推計等に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み」というところ。つまり、第Ⅲ期基本計画の最重要課題である国民経済計算のSUT体系への移行を目指す仕組みではないかと整理されるということです。具体的には次ページのスライド10を御覧ください。

今、正に産業連関表、国民経済計算のSUT体系への移行、その実現に向けた取組が進められているところです。正にビジネスサーベイというのは、国民経済計算の推計に必要な事項ということで、このSUT体系を支える一つの仕組みといたしますか、枠組みと考えられるところです。

この下の部分、様々な支える部分があります。今回の中間年における経済構造統計再編後の部分も含めまして、実は先ほど御議論のありましたように、農林水産業、鉱業、建設業といった部分は経済構造統計の再編後の中間年には直接含まれないということで外れる部分。また、金融・保険業のように、業務統計がかなり充実している部分もあります。さらには経済構造実態調査では捉え切れない部分も当然、発生してまいります。そのようなものも含めて、ビジネスサーベイという枠組みを使って、推計に必要な範囲のデータを提供していくというように整理できるのではないかと考えているところです。

なお、例えば建設業につきましては、SUT、国民経済計算の基礎データというのも重要な役割ですが、別途、既存の建設業に関する各種施策を展開するという、その上で必要なデータを得るという役割も持っております。経済構造統計も、先ほど一例申し上げましたように、例えば中間年においても地方消費税の配分の基礎データを得るとか、そのような様々な役割が全てビジネスサーベイと同じ範囲内になっているというイメージに整理をされていますが、実はもっと広がりを持った統計のうち、必要な範囲のデータをビジネスサーベイの枠組みを通じて提供すると整理できるのではないかと考えているところです。

なお、このビジネスサーベイとの役割分担については、ビジネスサーベイを、今般の統計改革の中で提唱された西村委員長からも、SUTの話が出る前には、正に中間年経済構造統計がビジネスサーベイであったかもしれない。ただ、その後、SUTへの移行という大目的が出てきたときに、そこはもう中間年経済構造統計を超えた幅広い枠組みになってきたというようなコメントがありました。正に第Ⅲ期基本計画の最重要課題である国民経済計算のSUT体系への移行を目指すのがビジネスサーベイ、それを支える上で重要な位置付けを持っている部分が、今回の中間年経済構造統計と整理されるのではないかと考えています。

スライド9にお戻りいただきまして、スライド10のイメージを端的に整理しています。①、②として、ビジネスサーベイは、それぞれの分野において利用可能な統計から、国民経済計算の推計に活用されるデータを集めた集合体である。経済構造統計は、ビジネスサーベイにデータを提供する統計の1つというふうに整理できるのではないかとというのが御確認、御議論のたたき台かと考えているところです。

また、次ページ、スライド11の末尾に記載してありますように、この関係というのは単純な包含関係にはないというのが、御確認、御議論のたたき台かと考えています。

不十分かもしれませんが、私からの説明は以上のとおりです。

○西郷部会長 ありがとうございます。ビジネスサーベイは、サーベイとはいいいながら、それに専従する統計調査というのは特になくて、主にSUTにデータを提供するための枠組みのことをもってビジネスサーベイと、ここでは呼んでいるという御説明でしたけれども、何か御質問等ありますか。どうぞ。

○川崎部会長 質問というよりも感想ですが、先ほどの宮川委員の御発言をもう一回繰り返すようになるのですが、やはりスライド10の図を見れば見るほど、ビジネスサーベイを新たに経済構造統計と呼んでもちっとも悪くないなという気が改めて私などはしてくるなというのが率直な感想です。

もう一つ、別にそういう考えにこだわるわけではないのですが、ビジネスサーベイ、今、西郷部会長が正におっしゃったとおり、サーベイというから何か調査かと思いきや、実は統計の集合体という、いわばアウトプットの集合体であるというものすごい分りにくさがあるわけですね。すわなち、ビジネスサーベイという集合体に、ある種の名前を付けるとすれば、基幹統計調査ではなくて基幹統計であろうと。そうすると、経済構造統計という基幹統計を使ったビジネスサーベイ（仮称）という基幹統計であるというような、屋上屋のような分りにくさが出てくるので、この概念整理はすごく難しいなと改めて考え始めたところなんです。結局、こういう話というのは分かりやすさがものすごく大事だと思うので、少し整理が必要かなと思います。

分かりやすさがなぜ大事かという、実は統計利用者から見れば、自分はどの統計を使っているのかということ絶対分かっていなければ安心して統計を使えないということが1つあることと、それから、もう一つは統計の回答者の側から見ても、自分が回答した統計は何々統計調査という名前だったけど、アウトプットはどこに出ていると確認してみたら、何かよく見えないところがあって、何とかサーベイでしたら、分かりにくいだろうなと思うのですね。

そういう意味で、やはりインプット、アウトプットの両方についてはっきり体系が分かるような説明ぶりが必要になるなと思うので、この図式はこの図式で理解はするのですが、どのように説明していったら良いか、もう少し知恵を絞らないといけないかなという感想を持ちました。

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 確かに枠組みというのは分かりにくい表現なのかもしれません。冒頭御説明した経済センサスの枠組みというのも、単純に経済センサス-活動調査を実施しようというものではありません。関連する統計調査とどういう役割分担をするのか、そのようなことに加えて、統一的にこういう調査事項が必要ですとか、こういう集計事項が必要ですとかということも含めたかなり幅広い、統計というよりは、正にプロジェクトと言えるようなものかと思います。経済センサスプロジェクトというものが経済センサスの枠組みであったと。この辺り、関わっておられた菅審議協力者とか、もっと詳しいかもしれませんが、そういう状況にあります。

今回のビジネスサーベイも、この部分で吸い上げた統計を作成・提供するというのも基礎データの提供ということで、国民経済計算の作成サイドから考えられないわけではないと思います。こういうデータを使ってというような形で統計を作成する。

ただ、そのデータだけでSUTも成り立つものではない。調査だけのデータではない、幅広いデータを吸い上げていって作るのだろうなという想定がありますので、そこはビジネスサーベイイコール基幹統計と考えなくても、ビジネスサーベイプロジェクトだとお考えいただければ良いのかなと考える次第です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

どうぞ、菅審議協力者。

○菅審議協力者 今のお話に関連しまして、海外ではビジネスという言葉はよく使われる、便利な言葉なのです。スライド8にも企業の活動を中心とした統計作成が必要ではないかという話がありまして、海外でも企業を報告主体とする事例が増えている。これは、経理を行っている単位は会社によって全然違うので、共通して報告できるのは企業しかないという事情があります。

もう一つあって、ただ、企業という言葉にも難点が、主に2つあり、例えば多角化していると余りにも広い範囲のデータが混在するので、無理なくできるのであれば分割しようという考え方はあるわけです。あるいは分社化が極端に進んでいて、企業単位だか何だか分からない場合はまとめようという考え方もあります。

そう考えるということは、事業所とか企業とか言ってしまうと、そこが縛りになって非常にやりづらくなるのです。ビジネスという場合は、非常に曖昧な表現だけれども、柔軟性を与えるわけです。だから、ビジネスという表現があること自体は、ある程度の柔軟性を与えるという意味で、特にプロジェクトの表現としては適切だと思うのです。

サーベイというのが良いのかというのは議論の余地があるのですけれども、他に適切な言葉がないので、しょうがないのかなと。つまり、ビジネスプロジェクトというと、統計ではないような感じがして、また少し違う感じもするので、ビジネスという言葉は適切で、それにくっけるとするとサーベイくらいしかないのではないかという意味で、良いのかなと思います。

逆にビジネス以外の言葉を使ってしまうと、それがやりたいことを縛ってしまうので、かえって不適切なのかなという気もいたします。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他にありますか。では、河井委員、お願いします。

○河井委員 資料2のスライド10について、皆様が今まで、中村委員とか、他の委員もおっしゃっていますが、経済構造実態調査とか、仮称になっているところの違和感というのはまだ少し残ってしまうのですけれども、それ以外での質問ですが、例えばビジネスサーベイにデータを提供するであろう、いろいろな統計が出ているのですけれども、医療とか介護とか教育とかというのも厚生労働省が所管しているデータはたくさんあると思うのですが、それらはこういう枠組みの中に入ってこないのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 医療等につきましても、企業に

相当するような大規模な法人による部分、端的に言いますと診療所とかを除きまして、大病院とかのデータは経済構造実態調査の範疇に入れていこうということです。先ほど申し上げたカバレッジを拡大していくというのは、そういうことも含めての話でして、詳細につきましては次回以降御確認いただくのかなと考えている次第です。

○河井委員 では、この表で網羅的にはなっていると。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、これ以外に全くないかと言われると、業務情報等のところで金融・保険というのがあります。それ以外も含めて、正に先ほど申し上げたような、診療所の情報ももしかしたらSUTに要るのかなという話になった途端に、厚生労働省が所管されている統計の中で診療所部分、必要な部分のデータもビジネスサーベイの仕組みの中で吸い上げていくということは当然考えていくことになると思います。SUTというのは、今、正に委員の皆様の間で御議論いただいているところですが、どういう姿になるかというのが明確になった時点で、調査事項等も変化してくると思います。今は、既存の考えられる枠内で、既存の統計を作成しつつプラスアルファを考えて、資料1にもありましたように調査事項を考えているわけですけど、それだけで十分なのかと。

SUTの枠組みでは、あれもこれも要するという話になった途端に、調査事項なども抜本的に見直さなければいけないというようなこともありまして、先ほど来、あくまで今回の取組はスタートラインに立ったばかりであると。

確かに皆様方がおっしゃるように、第Ⅱ期基本計画で考えられていたように、建設業であるとか農林水産業の必要なデータ、その他のデータも全て網羅するような形で経済構造統計を整備・拡充していくというのも正にあると思いますし、そこは母集団データベースによるデータ蓄積とデータ活用がどこまで可能かというようなところにも関わってくると思います。

さらに枠組みという意味では、共通的な定義、調査事項等も必要になってまいりますので、そのようなことも含めて、今後の御議論の発射台になろうかと考えている次第です。

○中村委員 SUTタスクフォースでは、保育所の企業構成などを幾つかの市町村から得られるということもありましたので、そういう情報もこういうサーベイには当然入ってくる、そういうことなのではないかと思いますが、違うのですか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 SUTでは、それが必要だ、不可欠だということであれば、ビジネスサーベイの仕組みには入ってくると思います。

ただ、先ほど申し上げたように、金融や保険で例示しているような部分と同様に、他の統計調査や行政記録という形で吸い上げるという方法が効率的だということであれば、そういう形になってくるかと思います。

○西郷部会長 他にありますか。野呂委員。

○野呂委員 先ほどの意見にまたこだわるとして申し訳ないのですが、調査は2つあるが、統計は経済構造統計一本にするという、その一本にするという意味合いがスライド10の表を見ても、なかなか頭に入ってこないなという気がいたします。今、澤村審査官がおっしゃったように、建設総合統計などは、経済構造統計一本にはしないようです。

川崎部会長のお話を借りるようですけども、工業統計調査に回答した報告者は、その統計結果を見ようと思ったら、工業統計ではなくて経済構造統計を見るわけですね。そういう分かりにくさが残る中で、どうしたら利用者あるいは報告者にとって、より利便なものになるか。

例えば、今後は工業統計調査と経済構造実態調査、この調査を行く行くは一本にする、調査と統計をOne to Oneにするという方向の中での過渡期だというのでしたら、まだ分かるのかなという気がします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 過渡期といいますか、確かに今、基本計画の中でも工業統計調査、平成34年以降どうするかというのは、改めてということにもなっています。

ただ、1つの統計、1つの調査というような概念にはやはり限界があるのかなと。平成21年、統計法全面施行に際して取り入れられた基幹統計という概念、従来は調査だったと。調査を全て統合しない限り統計も1つにならないみたいなイメージがあったのですが、現在の統計調査の概念の中では複数の統計調査と、さらには行政記録情報等によって1つの統計を作成する、有意な統計を作成するということが可能になっています。それが統計法改正の一つの目的であったわけですので、正にそういう取組を進めていこうという話になると思います。

調査も、いかに効率的にできるかという観点、それから、報告者の皆様の負担軽減、正に工業統計調査と経済構造実態調査のところにつきましては、先ほど御指摘のあった同時一体的な実施というのも、多分、野呂委員の念頭にあるのは、かえってそれで負担が増えるのではないかとということも一部あるのかなと思います。

それと、利用という面から、どういうふうに利用を継続していくのか。工業統計は歴史のある統計ですので、それを分析して活用されている研究者も多々おられる中で、そこをどう分かりやすく提供していくのかということも、次回以降の調査の御議論の中では重要な論点になろうかとも考えております。

○西郷部会長 他に何かありますか。では、どうぞ。

○川崎部会長 これは、諮問、答申の中のメインではないのかもしれないのですが、この機会だから少し頭の体操として、私の疑問なり思いなりを申し上げてみたいので、もし他にお考えあったら教えていただきたいのですが、やはりビジネスサーベイというのは、当初このアイデアが出たとき自体は非常に良い考えだとも思いましたし、今もこのような横断的なものは大変良い考えだと思うのですが、ものすごく分かりにくさがあり過ぎるなという気がするのですね。

ですから、必ずしもこの図を最後まで維持しなくてはいけないという前提で議論しなくてもよいのではないかと、という気が私は今、し始めています。なぜならば、ビジネスサーベイをまだ誰もうまく定義し切れていない、要するに発展途上のような気がするのです。それを言ったら第Ⅲ期基本計画は何なのだとされるかもしれませんが、幸い仮称として、まだ発展途上の新たな枠組みということなので、ビジネスサーベイって本当は何かを我々自身ももう一回胸に手を当てて考えなくてはいけないかなという気がし始めてい

ます。

例えばどういう意味かといいますと、サーベイが調査ではないということが分かった。では、基幹統計のようなアウトプットである統計でもなさそうだということも分かった。そうすると、次第に一番近いのはプロジェクトだというのが分かってくるわけです。プロジェクトでしたら、普通は、実施主体は誰で、責任者は誰で、いつからいつまで、どういう目的で、何をやるか、ということまで定義しなくてはいけないと思うのですが、何となくそれもまだ集団でやっていきましょうという集合体みたいな感じが非常にあって、まだプロジェクトの定義もややふんわりしている感じを持ちます。

もっと言えば、ビジネスサーベイは、結局、SUTをより精度高く、効果的に作っていくための仕事だろうと思いますが、スライド10の絵を見ながら考えていくと、SUTとビジネスサーベイの枠をくつつけても良いのではないかとさえ思ってしまう。そう考えていったら、ビジネスサーベイは基幹統計か、基幹統計調査かなど悩まなくても済むので、そもそもこれって、当初出たアイデアからいろいろ運用していくと、実はこういう説明をしていった方がもっと分かりやすいというのがあれば、ちゅうちょせずに変えていっても良いのではないだろうかという気が私は始めています。少し、委員として乱暴なことを言い過ぎていれば、他の御意見もお聞きしたいのですが、どうも見ながら、私は、そういう感じを持ちました。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

他にありますか。なければ、ここは先ほどと違って何か決めなくてはいけないということとは特になくて、御意見を賜ればということだったので、先に進ませていただきます。

引き続き、もし論点がありましたら、御意見をいただければ。

それでは、次に3番となっていますけれども、作成される統計についての論点ということで、経済構造統計として作成される統計に関する論点について御説明をお願いいたします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 それでは、資料2、スライド12を御覧ください。

このスライド以降は、先ほど部会長からもお話がありましたように、今回、何らかの整理とか決定をするという趣旨のものではありません。来月から審議を予定しております、「その2」の諮問審議に向けた論点等をあらかじめお伺いしたい。つまり、通常、審査メモという形で論点提示をして、それに対応して各調査実施者から、これはこういうことですというような御説明を頂いた上で審議を進めるというのが通例となっておりますが、今回かなり異例かつ大規模な諮問審議になりますので、事務局が想定しただけの論点ではなくて、もっと幅広く議論した方が良いというような点があれば、あらかじめお伺いし、それを次回以降の審議に反映したいというものです。

まず、スライド12では①～③の3つの留意点をたたき台として提示しております。まず①の集計事項の利活用ニーズに関しましては、次回部会以降、実施省から具体的な説明もあろうかと思っておりますし、国民経済計算との関係といった点も御審議の際の重要なポイント

かと考えているところです。

②につきましては、スライド13のとおりで、再編後の統計というのが統計調査の報告者の範囲、数等に変更が生じるということに伴いまして、矢印の下の部分ですが、現在提供されている統計と同一の表が作成・提供されるといいながら、その中身が変わるということで、それを利用するに当たっての情報提供、こういう変更が生じているのですよというような情報提供が必要ではないか。特に国民経済計算で今も工業統計調査、それから特定サービス産業実態統計調査の結果等は利用されておりますので、そのような現在の推計手法に直接影響を与えるデータに関しては、作成者と国民経済計算を所管する内閣府との連携・調整も更に必要になってくるのではないかとこのところを、追加の御確認、御議論のたたき台として考えているところです。

また、最後になります、次ページのスライド14のとおり、地域別統計の提供は非常に重要な点かと考えています。経済構造統計に吸収される3統計というのは、国のみならず都道府県民経済計算、それから、都道府県における各種のデータとして活用されているという現状にあります。

この地域別統計の提供に当たりましては、次の2つのパターン、実測値のみの集計、それから、先ほど少し御説明申し上げたように、実測値を活用しつつ、さらには基礎調査のローリングの結果等も活用しながら推計を行っていくというような、地域別の統計、推計を行いながら提供していくということも考えられるところです。

さらに、今後の提供方法の検討に当たっては、従来から言われておりますが、報告者負担の抑制、さらには調査の効率的な実施という観点との兼ね合いにも留意する必要があります、統計作成上の制約条件、利用上の留意点について地方公共団体への十分な情報提供が必要となるのではないかとこのところを追加の御確認、御議論のたたき台として考えているところです。

私からの説明は以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。今御説明がありましたけれども、実際に作成される統計につきましては、詳細な議論は次回以降、申請される調査計画の集計事項として議論していただくような形になると思います。

ですので、本日は何か結論を得るというものではないのですけれども、先ほど御説明がありましたように、いわゆる論点のメモに記載した方が良いのではないかとこのところがありましたら、今、御意見いただければと思います。いかがでしょうか。菅審議協力者、お願いします。

**○菅審議協力者** 2点あります。地域別統計の提供に関して厄介な問題というのは、やはり必要なサンプルサイズがどうしても大きくなり過ぎてしまって、報告者負担は非常に重たいということだと思います。そうすると、経済センサス-活動調査及びビジネスレジスターの情報を使って、一定の前提の下で推計することが考えられると思います。

これは、必ずしも悪いことではなくて、地域を狭くしていくとどこか分かってしまうという問題が昔からあるわけです。推計値であれば、それは当たらずとも遠からずという部分もあり、そこまで細かい情報を必要としているわけではないので、すなわち、マクロ

で言うと正確な数字が欲しいわけですが、地域におりたときには推計値の方が逆に良いのではないかと。つまり、海外のケースだと、わざわざ数字を変えて公表しているケースもあるくらいなので、推計値でも良いのではないかと。それが当たらずとも遠からずであればという前提の下にですが、考えられます。

もう一つ、スライド13のところですが、「特に、国民経済計算に直接影響を与えるデータに関しては、統計作成者と内閣府との連携・調整が重要になるのではないかと」と記載してあるのですが、統計作成者ではなく、統計報告者と内閣府との連携・調整が必要なのではないかと。私が知っている海外のケースだと、統計調査の報告者とユーザーを1つの部屋に閉じ込めて、結論が出るまで議論してもらって、統計の作成者は外にいるというケースがあるのです。

結論が出たかどうかは知らないのですが、やはり報告者とユーザーとの対話がないといけません。作成者が、その調整に当たるのですが、やはり両方の意見をきちんと聴くことがとても重要で、だから、作成者とユーザーの連携というよりは、やはり報告者だろうと。あくまでも作成者は、その仲介に当たる立場ではないかと思われま

以上です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

他に何かありますか。

○中村委員 よろしいでしょうか。

○西郷部会長 どうぞ。

○中村委員 私も地域別の統計の提供について推計を行うという点に関して、この前、概略をお伺いしたのですが、そのときの私の理解では、非常に大きなサンプルベースでの、本社の所在地でロケーションを特定した上で、その地域の該当事業の伸びを掛けるということなのかなと。その伸びについては、3,000企業の15万事業所のデータなのかなと。そのぐらいの理解しかできなかったのですが、恐らく間違っているのだと思いますけれども、その点の説明をよろしくお願ひしたいということでもあります。今、説明をしてくださいということではありません。

○西郷部会長 何かお答えになることありますか。

○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長 詳細な内容については、次回以降の部会において説明させていただきますが、いずれにしても、今回、全国結果の安定性の重視という観点から、余り地方に多くの標本を配分するわけにはいかなかったという都合もありますが、一方で、地方自治体においても極めて統計が重要だということは認識しておりますので、データベース等を使って何とかする方法を私どもとしても一生懸命考えたというイメージです。

ここで余り細かく説明すると、資料もないところで誤解を招くと申し訳ありませんので、次回以降の説明とさせていただきますが、こういうようなやり方をもって、国民経済計算の作成側にも、また地方にもある程度、利益のあるような統計を作ろうと、今回努力しておりますので、是非そこは次回以降御説明をさせていただきたいと思っております。

○西郷部会長 他にありますか。では、河井委員、お願いします。

○河井委員 資料2のスライド12の今後審議するに当たっての論点が3つ整理されていますが、ここに出ていないことで少し気になっていることが2点あります。まず1つ目は、産業とか規模のカバレッジの問題で、先ほど今の経済構造統計では分かる部分だけをやっていこうということですが、この統計だと分からない部分、捉え切れない部分がどれぐらいなのかというのをきちんと把握しておいていただければなと思ひまして、カバレッジについても検討していただきたいというのが1つ目。

2つ目は、SUTの推計に利用されるということですが、そのときに必要になってくる調査の項目として十分なのかどうかということについても検討していただければなと思ひますが、いかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 1点目は、御指摘のとおりかなと思ひます。特にサービス産業分野のカバレッジ拡大という部分は、これまでと今後でどう変わっていくのかというのは丁寧に御議論、御確認いただきたいと思ひます。

2点目のSUTに必要な部分というのは、まずはSUT側でどこまで何を必要とするのかという整理がされないと、調査側からこういうので良いですという提案は逆にしにくいかなと思ひますので、SUTタスクフォースで御議論いただいた結果を踏まえてということになります。これは、正に平成33年の経済センサス - 活動調査、最終形態の平成38年の経済センサス - 活動調査、さらには中間年の経済構造統計でどのような情報を順次提供、拡充していくかということとの関わり合いから考えれば、多分、今のものが全て変わるとは言いませんけど、かなり変わってくるのではないかなと思ひます。まずは既存の統計作成・提供に必要な部分、それから、プラスアルファとして当面考えている部分、例えば従来から指摘されているように、商業のマージン等が十分把握されていない、かなり古いデータが使われているというのは、これまでも度々御指摘されているところですので、そのようなところに効果があるのかといった点については丁寧に議論をしていただきたい、確認していただきたいと考えている次第です。

○西郷部会長 何かあれば。

○河井委員 いえ、納得いたしました。

○西郷部会長 よろしいですか。分かりました。

他にありますか。野呂委員、お願いします。

○野呂委員 今回の審議で、まず中間年を議論して、その後、基準年というのが、なかなか順番的に難しい。とりあえず次回からの中間年の審議は、基準年の調査、とりわけ非常に負担が大きいと言われている投入調査などは現行のままという前提で、中間年を考えるということで、よろしいでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 その点につきましては、まだ検討が十分に進んでいない部分ではあります。一つ考えられるのは、ここは御専門の菅審議協力者なりの御意見もお伺いしたいと考えているところですが、先ほど申し上げたように他の基幹統計調査との整理で、スライド8という部分がありましたが、他の調査との役割分担という中で投入調査についても、今後の検討に資するようなイメージができれば、先

ほどからお話が出ていますように、最終的な答申の厚みも広がるのかなと考えているところでは。

**○小松総務省統計局統計調査部経済統計課長** あくまで今回に関しては、先ほどから政策統括官室からも御説明のあったとおり、平成33年度、新しくなるSUTなどの考え方を取り込んだ経済センサス - 活動調査の前の、平成28年調査から延長されるものの一部であるということで、整理させていただいているところです。

SUTの話につきまして、私たちも議論には参加しているのですが、現在、正にどういうものが必要かというのはまだ議論されている最中で、これを中途半端な形で現行、反映することができないという意味からも、今のものに反映できるかどうかという話よりは、むしろ、将来的にどうなのかといった観点で御意見をいただければと思っております。

いずれしましても、次回以降御説明すると何度も申し上げておるところではございますが、平成33年経済センサス - 活動調査以降の形に合わせて、新しく変えなくてはいけないところはたくさん出てくるというのは私どもも十分認識の上で、今回は、まずは少しでも現状の国民経済計算の精度向上等々に役立つものを作ろうという意味合いでやるという立場に立っています。そこは将来的な課題、それから平成31年のものに反映すべき課題をよく聴かせていただきながら、うまく整理していきたいと考えているところです。

**○西郷部会長** では、菅審議協力者、どうぞ。

**○菅審議協力者** 今の話で、SUTで必要なものの中で一番厄介なのが投入調査で、これをどこでやるかということと、ポイントは投入係数がかなり動き得ることが実証的に分かってきているので、毎回やっていかななくてはいけない。報告者負担がやはり重たい調査なので、どこでやるか、そして報告者負担をどこまで軽くしてやるかという検討がすごく重要になってくると思われまます。

やはり投入調査、非常に難しい調査ですが、SUTは、それがないとできないというすごく難しい部分があるので、そのところをどこでやるかということですね。しかも、毎年やっていかななくてはいけない。それが要望として出ているということは今後考えていかななくてはならないと。報告者負担をどうやってミニマムにするかというところで、頭を非常にひねらなくてはいけないところが今後の大きな課題だと思われまます。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

他に何かありますか。ないようでしたら、今、御意見いただいたことを次回以降の部会等で反映して、必要があれば議論の論点とさせていただきたいと思います。

本日予定されておりました審議は以上のとおりですけれども、最終的に何が決まったかという一番大事なところだけ確認させていただきます。資料1のスライド5になりますけれども、今回決めていただいたことの中で法律上一番重要だったのは、工業統計と商業統計と特定サービス産業実態統計の基幹統計としての指定を解除するということと、それに合わせて幾つかの調査が経済構造統計の中に統合されるのですが、それに当たって経済構造統計の名称と作成目的と作成者、作成方法は現行のままでいく。

ただし、これが発展的な統合であるということは、広報のレベルというか、アナウンスのレベルで工夫をするという形で御同意いただいたということです。そこが一番重要なこ

とだったと思います。

細かい点に関しましては、先ほども申しましたように、次回以降は調査について具体的に議論していただくという格好になりますので、その場でやっていただければと思います。

本日は、まだ調査についての詳細な資料が添付されていないですけれども、大まかな方向性としては資料1のスライド10に示されております。これだけで議論するということはできないですけれども、何か御意見があれば、あと5分ぐらいしかありませんが、伺うことはできますけれども、いかがでしょうか。何度も申しますけど、具体的な議論は次回以降にさせていただきます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の部会は、この辺りにしたいと思います。御協力どうもありがとうございました。次回の部会では、中間年における経済構造統計の整備「その2」の諮問を受けた後で、調査の計画に関する具体的な審議を中心に進めてまいりたいと思います。

なお、本日の審議内容につきましては、4月20日に開催予定の統計委員会で、私から報告させていただきます。

それでは、最後に事務局から連絡をお願いいたします。

**○川原総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官** 次回の部会ですが、4月26日木曜日、10時から、本日と同じ総務省第2庁舎6階特別会議室において開催する予定です。

4月20日の統計委員会において予定しております諮問「その2」についての委員、審議協力者の皆様への事前の御説明につきましては、既に御相談をしております、お時間をいただいているところです。年度初めでもあり、また統計委員会の各種会議にも御参加いただいているなど、御多忙の中とは存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、本日の部会の結果概要につきましては、事務局で作成次第、メールにて御照会いたします。こちらにつきましても、御多忙のところ大変恐縮ですが、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

**○西郷部会長** ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。